

公立大学法人滋賀県立大学 平成 30 年度計画

I 大学の教育研究等の質向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の質保証・向上に関する目標を達成するための措置

- 1) PROGテスト及びアンケート調査の結果を分析し、プログラムの具体的な改善策の策定に着手する。
- 2) 地域デザインC、Dにおいて学生が起業シミュレーションを行うプログラムを構築する。
- 3) PROGテストを継続実施し、教育の効果を全教員に周知すると共に説明会を開催する。
- 4) 必要な人材を確保し、ポストCOCの推進体制整備に着手する。
- 5) 現在ある地域連携のプラットフォーム（近江地域共育委員会）を持続可能なものとする仕組みづくりを検討する。
- 6) 地域人の登録制度を確立する。
- 7) 授業科目の付与する単位の実質化に向けた検討を始める。
- 8) 管理栄養士養成施設改修に向け人間文化学部内で学部棟（D棟）の施設利用調整、合意形成を図る。
- 9) Web発信授業に対応した情報教育の導入について検討する。
- 10) 各研究科において、AP（アドミッションポリシー）と入学者選抜方法との相対関係を洗い出す。
- 11) 大学院人間看護学研究科における助産師養成コースの設置届を行う。
- 12) Society 5.0も見据え、工学研究科に副専攻を設置し、大学院生および社会人を受け入れる。
- 13) 研究科横断共通科目の充実、設置に向けた検討を始める。
- 14) 他の同規模公立大学におけるWeb出願の取組状況について調査を行う。
- 15) 「大学入学共通テスト」の実施等を踏まえ平成32年度（平成33年度入学者）選抜試験以降の入学試験制度の方針、方法等を定め、公表する。
- 16) 全学部学科で、出前講座等に対応できる講座（テーマ）のリスト化を図る。
- 17) 高大連携事業に携わる学生サポーター登録制度を構築する。
- 18) アクティブラーニング形式授業に対応できる講義室を整備する。
- 19) 教員の授業運営改善、教育改善活動を誘発する支援制度構築に向けた検討を始める。
- 20) 教職教育センター機能設置に向け、学内施設調整を完了する。
- 21) 教育組織と教員組織の分離に対応して教教分離推進チームにおける検討を進める。

(2) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 1) 授業料減免制度の収入基準等の算定見直しを行うなど、制度適用の更なる拡充を継続して行う。
- 2) エンロールメント・マネジメント（EM）を行う体制について他大学での取り組みを調査するとともに、職員を研修会に派遣する。
- 3) 県内財界人や本学卒業生と学生との意見交換を通じ、学生のキャリア形成に向けた教育内容の充実を図る。
- 4) 健康教育関連科目について、全学共通科目における位置づけを再検討、整理する。
- 5) COC+事業を着実に進めるとともに、学内で開催する業界・企業研究会等において、学生の地元企業に対する理解を深める取組を行う。
- 6) 新たな海外短期研修プログラムの設置に向け検討を行う。
- 7) 特任教員による渡航前集中講座開催の可能性を検討する。
- 8) 居住施設を含めた国際交流センター構想を組織的に検討し、その内容を学内で共有する。
- 9) 日本語教育における滋賀大学との役割分担について協議を進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準および研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1) 従来の「大型研究プロジェクト獲得のための予備的研究」と「国際共同研究推進のための準備研究」を見直し、新たな研究拠点形成のための助成制度を開始する。
- 2) 新たな研究費制度である「特定課題研究」および「提案課題研究」の仕組みを設計し、一部を平成30年度から試行し、平成31年度の本格実施に向けた準備を行う。
- 3) 学科毎あるいは研究分野毎の研究成果指標データを過去3年分とりまとめ解析する。
- 4) 平成29年度に見直した新たな報償制度を実施する。
- 5) 学部横断研究交流会を開催し、学内外に向けて成果を発信する（ポスターセッション開催）。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1) URA（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター）オフィスの設置に向け、準備のための教員を配置し、取り組む。
- 2) 新たな研究費制度である「特定課題研究」および「提案課題研究」の仕組みを設計し、一部を平成30年度から試行し、平成31年度の本格実施に向けた準備を行う。（再掲）
- 3) 若手研究者向けセミナーを実施する。
- 4) 民間財団等の学外の若手研究者支援事業の情報を収集し、積極的に研究者支援ポータル

等を通じて発信する。

- 5) 従来の「大型研究プロジェクト獲得のための予備的研究」と「国際共同研究推進のための準備研究」を見直し、新たな研究拠点形成のための助成制度を開始する。(再掲)

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

(1) 地域社会等との連携に関する目標を達成するための措置

- 1) 地域人の登録制度を確立する。(再掲)
- 2) 地域連携コーディネーターを設置し、「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」へ地域ニーズを提供する。
- 3) 地域における各分野のトップリーダーと学長との意見交換の機会を設ける。
- 4) 地域連携コーディネーターを設置し、本学と地域間の連携を促進するワンストップ窓口を設置する。
- 5) 国連アカデミック・インパクト(国連の実施する高等教育機関同士または教育機関と国連の連携等を促すプログラム)への登録を行い、対外的な情報発信を開始する。
- 6) 平成30年度SDGs学生大会(仮称)を開催する。
- 7) 近江地域学会の活動内容を充実、強化する。
- 8) 新制度による地域課題研究を開始する。

(2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) URA(ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレーター)オフィスの組織体制を含めた次期産学連携推進計画(仮称)を整備する。
- 2) 予算を確保して、産学連携に関連する学会が主催する年次大会などへコーディネーターを派遣する。
- 3) 「地域ひと・モノ・未来情報研究センター」と民間企業や自治体との「(仮)県大ICT研究サロン」等を設置するための準備に着手する。
- 4) 発明委員会での承継承認件数と審査請求承認件数をあわせて年10件とする。

(3) 生涯教育の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 職業的キャリアアップ教育等のプログラム作りに向けた検討を行う。
- 2) アンケート調査結果等を反映した社会人専門講座を提供する。
- 3) 小学生向け地域教育プログラムのマニュアル化を図り、広くPRする。
- 4) 外部講師活用も含め、幅広いニーズに応じた講座・講演の提供を行う。
- 5) Society 5.0も見据え、工学研究科に副専攻を設置し、大学院生および社会人を受け入れる。(再掲)

4 県立大学のブランド力の向上に関する目標を達成するための措置

(1) 広報活動の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 大学ホームページやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）での情報発信を着実にを行うとともに、平成31年度のホームページのリニューアルに向けて、アクセシビリティに配慮し、操作をしやすいウェブサイト更新システムを検討し、ホームページ更新仕様書を作成する。
- 2) 広報委員や広報連絡員等が連携し、教員の研究や学生の活動も含めて素材を積極的に拾い上げ、活発な資料提供を行うとともに、県等とも連携した本学の情報発信についても検討する。
- 3) オープンキャンパスの参加者の利便性等を考慮に入れ、総合パンフレットの見直しを行う。

(2) 広報推進体制の強化等に関する目標を達成するための措置

- 1) U I（ユニバーシティ・アイデンティティ）活動のあり方を検討するワーキンググループを設置し、U I活動の推進に向け、現状を整理し、素材のさらなる有効活用を含め、U I活動全体の取組方針を定める。
- 2) 研修会の開催やニュースレターの配信を行い、広報マインドの向上を図る。また、広報の取組実績の検証等を踏まえ広報方針・計画を作成し、広報委員・広報連絡員・広報室が連携して、全学的に活動を推進する。

II 大学経営の改善に関する目標を達成するための措置

1 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 組織運営の改善等に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育組織と教員組織の分離に対応して教教分離推進チームにおける検討を進める。（再掲）
- 2) 事務局組織を見直し、研究支援体制の窓口を「(仮) 地域連携・研究支援課」に一本化する。
- 3) 「ハラスメントの防止等のために公立大学法人滋賀県立大学役員および職員が認識すべき事項についての指針」の見直しを行うとともに、人権問題に関する研修を人権問題委員会や男女共同参画推進本部などが主催し、広く学内に向けて実施する。
- 4) 働きやすい職場環境の整備のため適切なワークライフバランスの実現に努め、時間外勤

務の縮減と休暇取得の増加に向けて、啓発と支援策を講じる。

- 5) 男女共同参画を全学的な取組みとするため引き続き構成員の実態把握を行い、次期計画策定の検討に反映する。

(2) 人事制度の改善等に関する目標を達成するための措置

- 1) 第3期人事計画を策定する。
- 2) 労働契約法に適切に対応するため就業規則の整備を行う。
- 3) 法人職員の人事評価制度を通年で実施し、その定着を図る。
- 4) 教員の自己評価結果を評価に反映する制度について他大学の動向を調査するなど検討を行う。
- 5) 教職協働により大学の課題解決につながる研修を実施する。
- 6) 人材育成方針の見直しを行い、法人職員のキャリアモデルを策定するとともに、キャリアパスと研修を組み合わせた法人職員の資質向上・能力開発を総合的に推進する制度の施行に向けて検討を行う

2 財務に関する目標を達成するための措置

(1) 財政基盤の強化等に関する目標を達成するための措置

- 1) 運営費交付金の安定的な確保のため、運営費交付金算定方法等について県との協議を整える。
- 2) 県の支援を受けて、地域ひと・モノ・未来情報研究センターによる地域課題研究・人材育成事業やSDGs大学拠点化事業に重点配分を行う。
- 3) 他大学との共同調達品目を拡大し、事務の効率化と経費の削減を図る。

(2) 施設設備等の整備・活用に関する目標を達成するための措置

- 1) 長期保全計画に基づく計画的な施設・設備の更新に向けた予算措置について県との協議を整えて予算要求する。
- 2) 学内施設、用地の効果的・効率的な活用を行うため、利用状況を調査、分析する。

3 自己評価等に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の実施等に関する目標を達成するための措置

- 1) 大学の評価指標を活用した自己点検・評価にかかるシステムを導入する。
- 2) IR（インスティテューショナル・リサーチ）の取組みを推進するシステムを導入する

とともに、IRの推進体制について検討する。

4 その他の業務運営に関する目標を達成するための措置

(1) 法令遵守に基づく大学運営の推進に関する目標を達成するための措置

- 1) 創意・工夫をいかした効果のあるコンプライアンス研修を実施する。

(2) 安全管理体制の充実等に関する目標を達成するための措置

- 1) (仮) 危機管理連絡調整会議を設置し、開催を通じて危機意識の向上を図る。
- 2) 情報ネットワークシステム更新仕様を作成する中で、重要データの選別および外部保存方法について検討する。
- 3) 留学希望学生に対する研修内容の充実に向けた検討を行う。
- 4) 様々な災害を想定した非常食等の備蓄品の整備を計画的に進める。
- 5) 情報ネットワークシステム更新仕様を作成する中で、既存システムと連携した情報セキュリティの強化を検討する。
- 6) 情報ネットワークシステム更新仕様を作成する中で、個人情報保護のため、既存システムと連携した情報セキュリティの強化を検討する。また、個人情報データを扱う際の留意点について定期的に注意喚起を実施する。

(3) 監査機能の充実に関する目標を達成するための措置

- 1) 内部監査を効果的に実施するため、監査方法や監査手法の見直しを行う。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画および資金計画

1 予算（平成30年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2, 3 9 5
補助金等収入	4 5
自己収入	1, 9 2 5
授業料および入学金検定料収入	1, 8 5 4
雑収入	7 1
産学連携等研究収入および寄附金収入等	2 7 0
目的積立金取崩	1 4 5
計	4, 7 8 0
支出	
業務費	4, 5 1 0
教育研究経費	9 3 1
一般管理費	4 5 3
人件費	3, 1 2 6
施設整備費	0
産学連携等研究経費および寄附金事業費等	2 7 0
計	4, 7 8 0

〔人件費の見積り〕

人件費は退職手当を含め3, 1 5 1百万円と見積もっている。（産学連携等研究経費および寄附金事業費等として支出する人件費2 5百万円を含む。）

2 収支計画（平成30年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	4, 7 6 2
経常費用	4, 7 6 2
業務費	4, 1 7 3
教育研究経費	8 7 3
受託研究費等	1 4 9
役員人件費	7 5
教員人件費	2, 3 9 6
職員人件費	6 8 0

一般管理費	476
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	113
臨時損失	0
収入の部	4,671
經常収益	4,671
運営費交付金収益	2,370
授業料収益	1,516
入学金収益	277
検定料収益	61
受託研究等収益	150
寄附金収益	77
補助金等収益	45
財務収益	0
雑益	108
資産見返運営費交付金等戻入	43
資産見返補助金等戻入	5
資産見返寄附金戻入	19
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△91
目的積立金取崩益	91
総利益	0

3 資金計画（平成30年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	5,480
業務活動による支出	4,642
投資活動による支出	698
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	140
資金収入	5,480
業務活動による収入	4,625
運営費交付金による収入	2,395
授業料および入学金検定料による収入	1,854

受託研究等収入	150
寄附金収入	83
補助金等収入	45
その他の収入	98
投資活動による収入	570
施設費による収入	0
その他の収入	570
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	285

IV 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

6億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定

V 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

なし

VI 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、または担保に供する計画

なし

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営の改善および施設等の整備に充てる。

VIII 滋賀県公立大学法人の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

学舎長寿命化のための長期保全計画

第3期中期計画期間備品更新計画

2 人事に関する計画

第3期中期計画期間内の人事計画を早期に策定し、適正な運用を行う。

3 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上、組織運営の改善および施設

等の整備に充てる。

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

別表（収容定員）

平成 30 年度	環境科学部	7 2 0 人
	工学部	6 0 0 人
	人間文化学部	8 0 0 人
	人間看護学部	3 0 0 人
	環境科学研究科	8 7 人（前期課程 7 2 人、後期課程 1 5 人）
	工学研究科	1 1 7 人（前期課程 1 0 8 人、後期課程 9 人）
	人間文化学研究科	4 7 人（前期課程 3 2 人、後期課程 1 5 人）
	人間看護学研究科	1 6 人（修士課程 1 6 人）